

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年9月8日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 成人福祉課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成28年6月29日～平成28年7月14日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 伺書の文書番号について、文書管理規程上、四桁のものを五桁としているものが見受けられたので、規程に基づいた番号とすること。	1. 文書管理規程では、文書保存年度5年のものについては、文書の一連番号が2001～と定められていますので、平成28年度より規定に基づいた番号で管理を行っています。